

## 第5章 削減目標及び達成方針

---

\*のついた用語については、資料編に解説を記載しています。

## 第5章 削減目標及び達成方針

### 1. 削減目標の設定

#### (1) 荒川区全体の削減目標

平成 27 (2015) 年に COP21 にて採択された「パリ協定」\*や、令和元 (2019) 年に東京都によって策定された「ゼロエミッション東京戦略」、令和 2 (2020) 年のわが国の「2050 年脱炭素化宣言」などを踏まえると、2050 年度までに「脱炭素社会」\*を実現することが長期的な目標となります。

**【長期目標】 2050 年度**

**温室効果ガス\*排出量 実質ゼロ**

このような長期的な目標を達成するためには、概ね 10 年ごとに期間を区切って各段階の中期目標を設定し、それぞれの達成に向けた対策の実行、評価、見直しを繰り返しながら取り組んでいくことが有効です。

本計画の計画期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 8 年間としています。本計画では、2050 年度までに「脱炭素社会」を実現するために、令和 12 (2030) 年度の時点で達成しておくべき削減量を設定しました。

なお、前計画までは、東京都の削減目標の基準年度である平成 12 (2000) 年度を基準として削減率の目標を設定していましたが、本計画からは、国の削減目標の基準年度である平成 25 (2013) 年度を基準として削減率の目標を設定しています。

**【中期目標】 令和 12 (2030) 年度 (平成 25 (2013) 年度比)**

**エネルギー消費量\* : 17%削減**

**温室効果ガス排出量 : 47%削減<sup>※</sup>**

※：国の「地球温暖化対策計画」(令和 3 (2021) 年 10 月) に従い、令和 12 (2030) 年度に購入電力の平均的な CO<sub>2</sub> 排出係数が「0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh」となっていることが前提となる。

#### (2) 部門別の削減目標

温室効果ガス\*排出量の大半を占めている CO<sub>2</sub> 排出量のうち、家庭部門からの排出量が約 43%、業務部門からの排出量が約 30%を占めており、これらの部門の CO<sub>2</sub> 排出量を削減することが「脱炭素社会」へ転換していく上で重要な課題となっています。

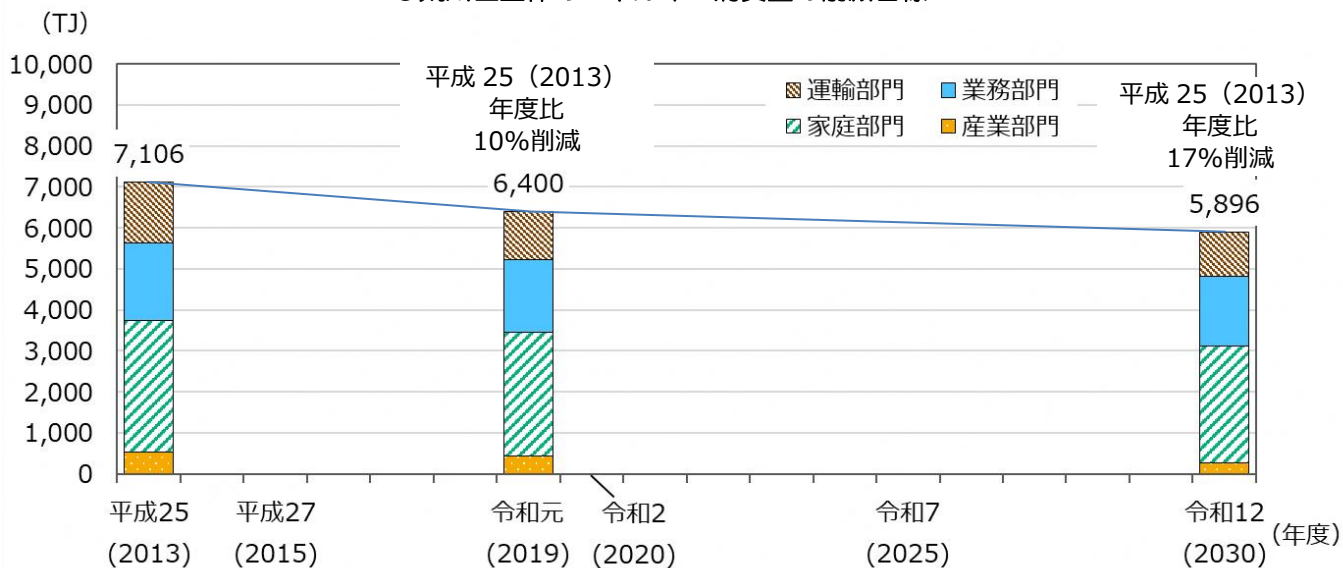
このため、家庭部門、業務部門については、個別に削減目標を設定しました。削減目標の設定に当たっては、CO<sub>2</sub> 排出係数\*の変化による影響を受けないようにエネルギー消費量について設定しました。また、世帯数や業務用床面積の変化の影響を受けないように、家庭部門は一世帯当たり、業務部門は床面積 1m<sup>2</sup>当たりの目標としました。

**【中期目標】 令和 12 (2030) 年度 (平成 25 (2013) 年度比)**

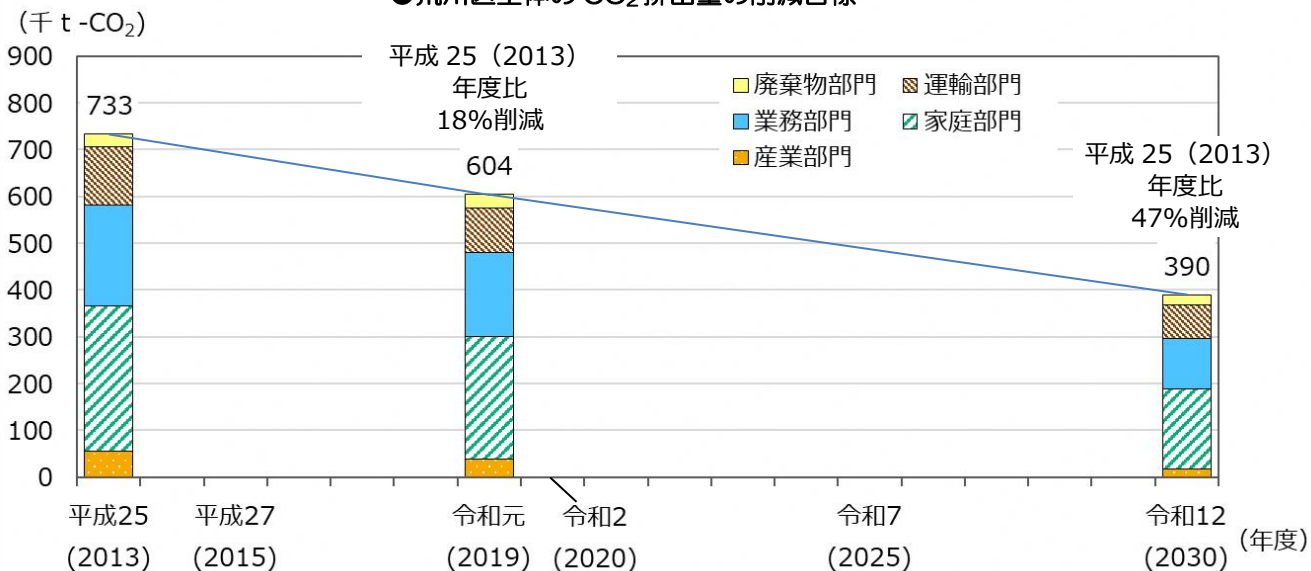
**家庭部門 (一世帯当たりのエネルギー消費量) : 14%削減**

**業務部門 (床面積 1m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量) : 18%削減**

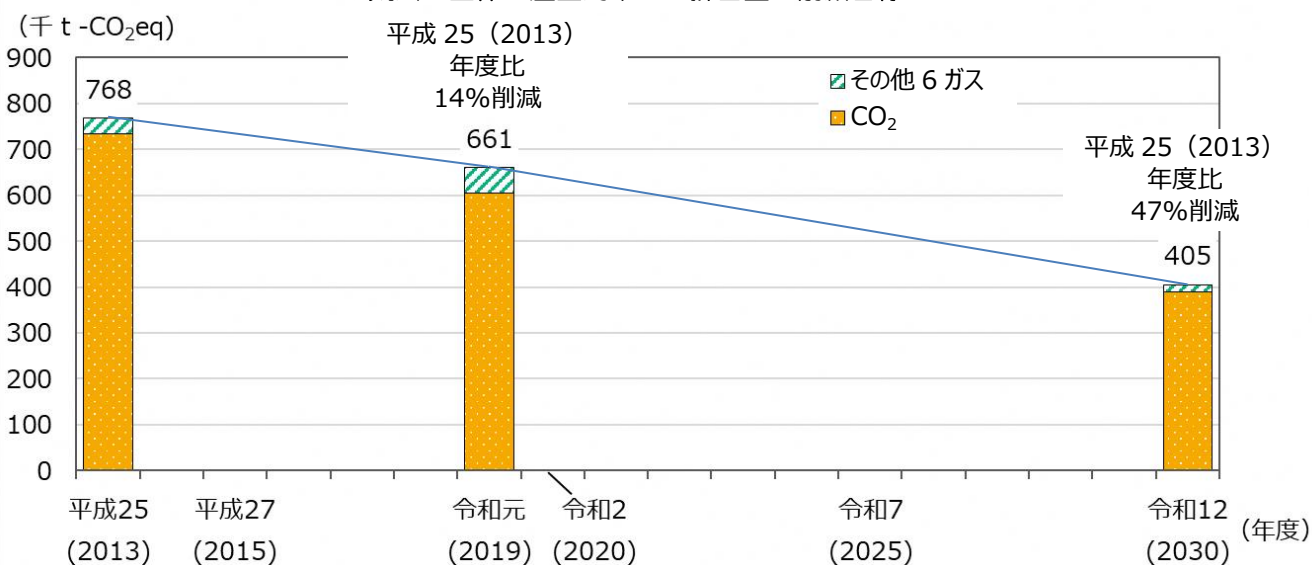
●荒川区全体のエネルギー消費量の削減目標



●荒川区全体のCO<sub>2</sub>排出量の削減目標



●荒川区全体の温室効果ガス排出量の削減目標



### (3) 削減目標の設定の考え方

エネルギー消費量と温室効果ガス排出量は、削減対策の他にも、人口や各種の活動量、外部要因などに応じて変動します。このため、前述の削減目標を設定するに当たっては、まず初めに、今後新たな削減対策をせず、人口などが自然に変動しながら推移した場合の将来の値を推計しました（以下「将来推計（対策なし）」という。）。

次に、様々な削減対策を検討して削減見込量を推計し、将来推計（対策なし）から差し引くことで、今後新たに削減対策を行った場合の将来の値を推計しました（以下「将来推計（対策あり）」という。）。

これらの推計の結果を踏まえて、2050年までに「脱炭素社会」を実現するために、令和12（2030）年度の時点でのあるべきエネルギー消費量と温室効果ガス排出量を検討し、令和12（2030）年度の削減目標を設定しました。

このように、令和12（2030）年度の削減目標は、2050年度までに「脱炭素社会」を実現するためのマイルストーンとして十分、かつ達成可能な目標となるように設定しました（設定方法の詳細は資料編に示す）。

#### ●荒川区全体のエネルギー消費量とCO<sub>2</sub>、温室効果ガス排出量の削減見込量と削減目標

項目	平成 25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度		
	基準値	実績値	将来推計 (対策なし)	削減見込量	将来推計 (対策あり) ＝目標値
エネルギー消費量 (TJ) *	7,106	6,400 (▲10%)	6,481 (▲9%)	584 (8%)	5,896 (▲17%)
CO <sub>2</sub> 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> ) *	733	604 (▲18%)	436 (▲41%)	46 (6%)	390 (▲47%)
温室効果ガス排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> eq) *	768	661 (▲14%)	511 (▲33%)	106 (14%)	405 (▲47%)

※1：カッコ内の数値は、平成 25（2013）年度を基準とした変化率を示す。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、「将来推計（対策なし）」から削減見込量を引いた値が「将来推計（対策あり）＝目標値」と一致しない場合がある。

## 2. 削減目標の達成方針

### (1) 新たな対策により削減する温室効果ガス排出量

前述の削減目標を達成するために必要な新たな削減対策と削減見込量を整理しました。

#### ●新たな対策により削減する温室効果ガス排出量

ガス種・部門		削減見込量 (千 t-CO <sub>2</sub> eq)	削減対策の項目と内容※ <sup>1</sup>
CO <sub>2</sub>	産業部門	0.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー行動等により将来推計（対策なし）のエネルギー消費量から3%削減</li> </ul>
	家庭部門	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12（2030）年度時点の新築住宅がすべてZEH基準</li> <li>毎年既存住宅の0.1%が省エネ基準適合住宅に改修</li> <li>東京都とも連携し、令和12（2030）年度時点の新築住宅の60%に太陽光発電*システムを設置</li> <li>毎年既存住宅の0.3%に太陽光発電システムを設置</li> <li>毎年全世帯の0.1%にヒートポンプ給湯器を設置</li> <li>毎年全世帯の0.1%に潜熱回収型給湯器を設置</li> <li>毎年戸建世帯の0.1%に家庭用燃料電池*を設置</li> <li>毎年全世帯の0.5%が省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫に買い換え</li> <li>省エネルギー行動等により将来推計（上記対策を実施後）のエネルギー消費量から3%削減</li> </ul>
	業務部門	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12（2030）年度時点の新築建物がすべてZEB基準</li> <li>毎年既存建物の0.1%が省エネ基準適合建物に改修</li> <li>東京都とも連携し、令和12（2030）年度時点の新築建物の60%に太陽光発電システムを設置</li> <li>毎年既存事業所の0.3%に太陽光発電システムを設置</li> <li>毎年全事業所の0.1%にヒートポンプ給湯器を設置</li> <li>毎年全事業所の0.1%に潜熱回収型給湯器を設置</li> <li>省エネルギー行動等により将来推計（上記対策を実施後）のエネルギー消費量から3%削減</li> </ul>
	運輸部門	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12（2030）年度時点の乗用車新車販売の50%がZEV*</li> <li>令和12（2030）年度時点の商用車等新車販売の20%がZEV</li> <li>将来推計（対策なし）の自動車走行量から3%削減</li> <li>鉄道のエネルギー消費原単位が令和元（2019）年度から10.5%削減</li> </ul>
	廃棄物部門	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみの中のプラスチックごみ量（1人当たり）を令和14（2032）年度までに令和元（2019）年度比37%削減</li> </ul>
その他6ガス		60	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替フロン*の排出量を平成26（2014）年度比65%削減</li> </ul>
合計		106	—

※1：具体的な削減対策の項目と内容は第6章に示す。

## (2) 削減目標の達成に向けた方針

削減目標の達成に向け、下記の5つの方針により対策を推進していきます。

### ●削減目標の達成に向けた方針

削減方針 1 家庭部門で取り組む脱炭素化

削減方針 2 産業部門と業務部門で取り組む脱炭素化

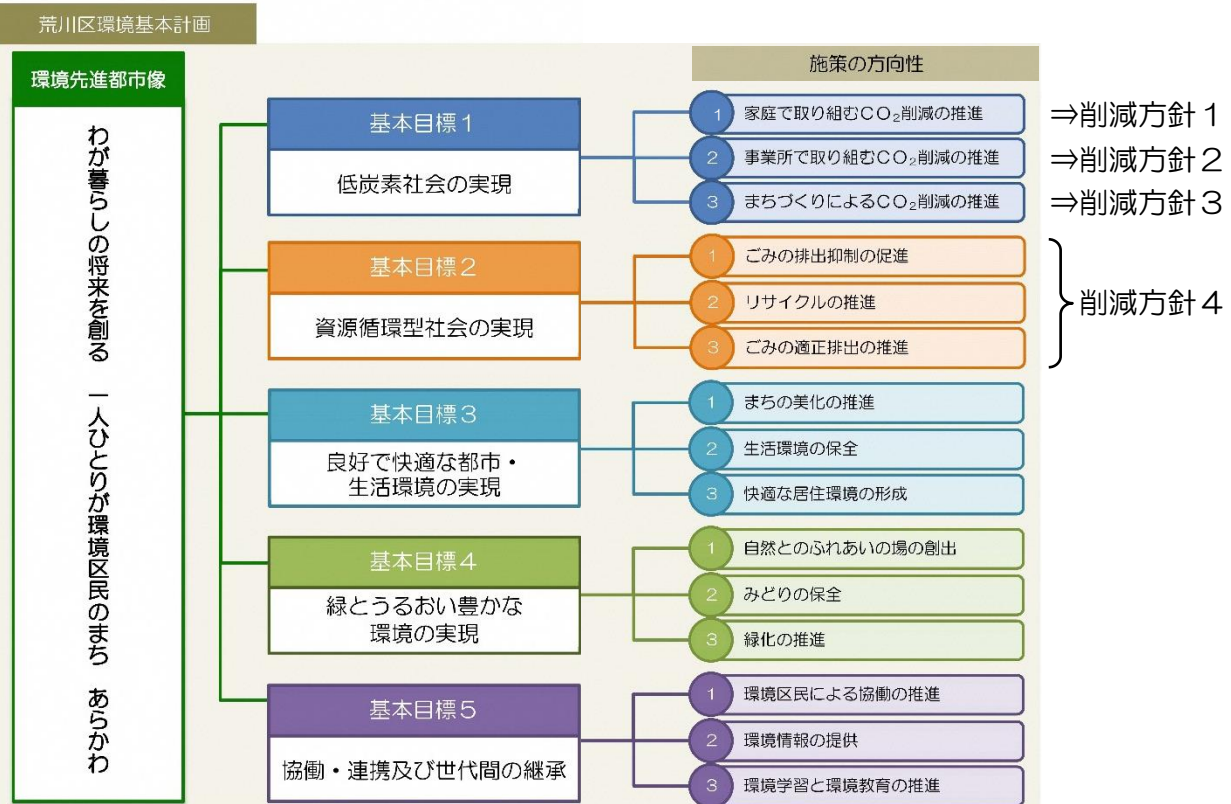
削減方針 3 運輸部門で取り組む脱炭素化

削減方針 4 廃棄物部門で取り組む脱炭素化

削減方針 5 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの削減

### 参考 荒川区環境基本計画\*との関係

本計画は、平成30(2018)年に改定した「荒川区環境基本計画」の関連個別計画に当たります。削減方針1から3は「荒川区環境基本計画」の基本目標1の内容を詳細に示したもので、削減方針4は「荒川区環境基本計画」の基本目標2のうち、地球温暖化対策に関する計画を示したものです。



資料：荒川区環境基本計画をもとに作成